

居宅介護支援事業なでしこりんくう

居宅介護支援事業重要事項説明書

社会福祉法人^{恩賜}財団_{財団}済生会支部大阪府済生会

居宅介護支援事業 なでしこりんくう

居宅介護支援事業 重要事項説明書

ご本人またはご家族（以下、単に「利用者」という。）が利用しようと考えている居宅介護支援事業について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 ^{恩賜} 財団 ^{財団} 済生会支部大阪府済生会
代表者名	支部長 岡上 武
所在地 (連絡先)	大阪府中央区谷町7丁目4番15号 電話 06-6763-0257

2 ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	社会福祉法人 ^{恩賜} 財団 ^{財団} 済生会支部大阪府済生会 居宅介護支援事業 なでしこりんくう
介護保険 指定事業者番号	2775600386
事業所所在地	泉南市りんくう南浜3番7
連絡先 相談担当者名	電話 072-480-5601 FAX 072-485-0606 真鍋 多津美
事業所の通常の 事業実施地域	泉南市・阪南市・田尻町

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	要介護者等からの申出内容、要介護者等の心身の状況、及び環境等に応じて、利用者や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるようサービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、同計画に基づきサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設その他関係機関等との連絡調整 その他便宜の提供を行うことを目的とする
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者が要介護状態等となった場合においても可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう援助する。 2 利用者の心身の状況、環境及び意向等に応じて適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮する。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう公正中立に行う。 4 市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、及び介護保険施設等との連携に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（国民の祝日、5月30日〈済生会創立記念日〉、 12月31日～1月3日までを除く）
営業時間	午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	管理者 真鍋 多津美	
職種	職務内容	人員数
介護支援専門員	① 居宅サービス計画、介護予防支援計画の作成 ② 居宅サービス事業者、介護予防事業者との連絡調整 ③ サービス実施状況把握、評価 ④ 利用者状況の把握 ⑤ 給付管理 ⑥ 要介護認定申請、地域支援事業に対する協力、援助 ⑦ 相談業務	6 人

3 居宅介護支援の内容、利用料・その他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	1ヶ月あたりの利用料 (介護保険適用の場合 の利用者負担)
①居宅サービス計画の作成 ②居宅サービス事業者との連絡調整 ③サービス実施状況把握、評価 ④利用者状況の把握 ⑤給付管理 ⑥要介護認定申請に対する協力、援助 ⑦相談業務	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)

(1) 居宅介護支援費（1月につき）

	要介護度区分	要介護1・2	要介護3～5
	取扱い件数区分		
	介護支援専門員1人に当りの利用者の数が40人未満の場合	11,013円	14,306円

◎1単位は、10.42円で計算しています。

(2) 各種加算（1回につき、要介護度による区分なし）

加算	加算額
<p>1. 初回加算 新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合</p>	3,126 円
<p>2. 入院時情報連携加算（Ⅰ） 病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 入院後3日以内に情報提供（提供方法は問わない）</p>	2,084 円
<p>3. 入院時情報連携加算（Ⅱ） 病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 入院後7日以内に情報提供（提供方法は問わない）</p>	1,042 円
<p>4. 退院・退所加算 医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行う。 「連携3回」を算定できるのは、1回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加し、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 ※入院または入院期間中につき1回を限度。初回加算との同時算定不可。</p>	<p><カンファレンス参加無しの場合> 連携1回 4,689 円 連携2回 6,252 円 <カンファレンス参加有りの場合> 連携1回 6,252 円 連携2回 7,815 円 連携3回 9,378 円</p>
<p>5. 小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算 小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、同サービス事業所に出向き、利用者の同サービス事業所における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合</p>	3,126 円
<p>6. 看護小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算 看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、同サービス事業所に出向き、利用者の同サービス事業所における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合</p>	3,126 円

加算	加算額
7. 緊急時等カンファレンス加算 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2,084 円
8. 特定事業所加算（Ⅱ） 「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（1月につき）	4,168 円
9. 特定事業所加算（Ⅳ） 退院・退所加算の算定に医療機関等との連携を年間 35 回以上行う ターミナルケアマネジメント加算を年 5 回以上算定	1,302 円
10. ターミナルケアマネジメント加算 ①末期の悪性腫瘍で在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）が対象 ②24 時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備 ③利用者または家族の同意を得た上で、死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施 ④訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等およびケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供	4,168 円

4 その他の費用について

交通費請求の有無	（無）
----------	-----

5 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度のめやす
利用者の要介護認定有効期間中、適宜必要に応じて

*ここに記載する訪問頻度のめやす回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

6 居宅介護支援の提供にあたって

居宅介護支援提供開始に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

ケアプラン作成にあたっては特定の事業所に偏らず、複数の事業所を紹介させていただきます。特にご希望のない場合、その事業所をケアプランに位置づける理由を説明させていただきます。事業所の選定にあたってはサービス開始前に同意をいただきます。

在宅介護・医療の連携をはかるため、入院時に居宅介護支援事業所名と担当ケアマネの名前を病院にお伝えください。また入院・退院に関しての連絡は必ず当事業所をお願いします。

7 事業者が利用者に提供する介護予防支援の内容（受託業務）

介護予防支援の内容	介護保険適用有無
① 介護予防サービス計画の作成	左の①～⑦の内容は、介護予防支援の一連業務として介護保険の対象となるものと、地域支援事業として市町村が実施するものがあり、地域包括支援センターからの受託により実施するものです。
② 地域包括支援センターとの連絡調整	
③ サービス実施状況把握、評価	
④ 利用者状況の把握	
⑤ 要介護認定申請に対する協力、援助	
⑥ 特定高齢者事業に対する協力、援助	
⑦ 相談業務	

※ 本業務に関しては、基本的に地域包括支援センターにて行う事になりますが、ご利用者のご希望があり、地域包括支援センターより依頼があった場合に限り、当事業所で受託して実施する事が出来ます。

※ ご利用可能な方は泉南市住民のみとさせていただきます。

8 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます ② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。 ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。 ④ 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者：管理者 真鍋 多津美 |
|---|

9 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、事業所における個人情報保護管理規定に基づき、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後及び職員の退職後も継続します。
②個人情報の保持について	<p>事業所における個人情報保護管理規定に基づき利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p>

10 介護支援業務に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】 社会福祉法人 ^{恩賜} 財団 済生会支部大阪府済生会 居宅介護支援事業 なでしこりんくう 管理者 真鍋多津美	泉南市りんくう南浜3番7 電話 072-480-5601 F A X 072-485-0606 受付時間 8:45~17:15 (月~土曜)
--	---

各区役所・市役所の介護保険相談課へ連絡して下さい（別紙Ⅱ参照）。

11 事故発生時の対応

① 当事業所が利用者に対して行う居宅介護支援サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 ② 当事業所が利用者に対して行った居宅介護支援サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

12 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」第 4 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府大阪市中央区谷町 7 丁目 4 番 15 号	
	法人名	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会	
	代表者名	支部長 岡上 武	
	事業者名	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会 泉南特別養護老人ホームなでしこりんくう	
	施設長名	施設長 中 脇 一 雄	印
	管理者名	管理者 真鍋 多津美	印
	説明者名		印

上記の内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

上記署名は 氏名 _____ 続柄 _____ が代行しました。

代理人	住所	
	氏名	印

(別紙 I) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅サービス計画の作成について

- ① 事業者は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 事業者は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類の、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 事業者は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 事業者は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 事業者は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 事業者は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、事業者が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

2 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 事業者は、居宅サービス計画作成後も、利用者またはその家族、さらに指定居宅サービス事業者と継続的に連絡をとり、居宅サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との調整を行います。
- ② 事業者は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ③ 事業者は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者介護保険施設に関する情報を提供します。

3 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

4 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

6 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

(別紙Ⅱ)

利用者からの苦情を処理するための措置の概要

事業名	居宅介護支援事業なでしこりんくう			
措 置 の 概 要				
1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の配置				
・ 相談、苦情に関する常設窓口として、介護支援専門員を配置している。又、担当者不在の場合でも事業所の誰もが対応可能なように、相談苦情連絡ノートを作成し、担当者に確実に引き継ぐ体制を確保している。				
・ 常設の窓口と担当者及び電話番号（ファックス番号）				
設 置 場 所：居宅介護支援事業なでしこりんくう				
担 当 者：介護支援専門員 真鍋 多津美				
電 話 番 号：072-480-5601				
ファックス：072-485-0606				
2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制と手順				
・ 苦情又は相談があった場合、苦情の内容等、状況を詳細に把握するため、必要に応じ、利用者を訪問して事実関係の確認を行う。				
・ 相談担当者は速やかに施設長に苦情の内容等を報告し、関係職員とともに対応を協議する。				
・ 対応内容に基づいて、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、苦情申し出者に対して、対応方法を含めた結果報告を行う。				
3. 匿名の苦情への対応を行うための処理体制と手順				
・ ご意見箱を設置				
・ 設置場所と設置個所（面接室及び2階から4階のエレベーターホールに各1カ所）				
・ 対応結果の公表（掲示板に掲示）				
4. その他				
・ 当施設において処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協議により、適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し対処する。				
・ 行政機関の苦情受付窓口				
泉佐野市	健康福祉部	広域福祉課	(08:45~17:15)	072-493-2023 (課直通)
泉南市	健康福祉部	長寿社会推進課	(09:00~17:30)	072-483-8253 (課直通)
阪南市	健康部	介護保険課	(08:45~17:15)	072-471-5678 (市代表)
田尻町	民生部	福祉課	(08:45~17:15)	072-466-8813 (課直通)
大阪府国民健康保険団体連合会			(09:00~17:30)	06-6949-5309 (会代表)
大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会			(10:00~16:00)	06-6191-3130 (会代表)